

広島県告示第二百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によって、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

令和二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施 術 所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
小早川 貴	広島市西区三滝町一丁目八号メゾン和田四〇四	宮内鍼灸接骨院	廿日市市宮内四四三三宮内グラウンデ一階	はり・きゅう	令和元年六月一日
田原 寛也	広島市西区己斐本町一丁目一九番一〇号シミズビル四〇三	宮内鍼灸接骨院	廿日市市宮内四四三三宮内グラウンデ一階	はり・きゅう	令和元年六月一日
藤本 陽子	廿日市市原二〇一三番地一	宮内鍼灸接骨院	廿日市市宮内四四三三宮内グラウンデ一階	柔道整復	令和元年六月一日
藤井 翔	安芸郡府中町浜田三丁目五番二九号三〇四	宮内鍼灸接骨院	廿日市市宮内四四三三宮内グラウンデ一階	はり・きゅう	令和元年六月一日
山下 泰希	広島市安佐北区三入東二丁目三番五号	やました鍼灸院接骨院	安芸高田市吉田町山手六九〇番地七	はり・きゅう	平成三二年四月一日
小松 稔	東広島市高屋町中島二四三番地一	さんらいずれっどマツサージ院	東広島市西条町寺家五五九番地一	あん摩マッサージ指圧	令和元年五月七日
河野 弘	尾道市因島大浜町一九八七	接骨院ゑべすや因島	尾道市因島中庄町三三〇三番地七	柔道整復	令和元年五月一日

り米田 かお	り米田 かお	川西 陵治	西田 浩規
八二尾道市向東町 二一八七番地	八二尾道市向東町 二一八七番地	一廿日市市峠一 四六番地一	四安芸郡海田町 一蟹原二丁目九 八番三〇
尾道支店 トセンタ 療養サポー トセンタ 訪問マツサ ージOFA	尾道支店 トセンタ 療養サポー トセンタ 訪問マツサ ージOFA	訪問はり・ きゆう一期 一縁	ほねつぎ げんき堂広 島海田院
八二尾道市向東町 二一八七番地	八二尾道市向東町 二一八七番地	廿日市市住吉 一丁目五番二 六号	安芸郡海田町 月見町一〇番 五号二F
うはり・きゅ	あん摩マッ サージ指圧	うはり・きゅ	柔道整備
六日 令和二年一月	六日 令和二年一月	月三日 令和元年一二	一日 令和元年九月